

○共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営委員会細則

平成 28 年 2 月 17 日制定

改正 平成 28. 4. 12

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営委員会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規(平成 28 年 2 月 17 日制定)第 7 条第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学原爆放射線医科学研究所長 (拠点本部長)
- (2) 長崎大学原爆後障害医療研究所長 (拠点副本部長)
- (3) 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長 (拠点副本部長)
- (4) 各研究所・センターから推薦のあった教授 1 人
- (5) 共同研究拠点を構成する大学の職員以外の学識経験者 7 人以上
- (6) その他拠点本部長が必要と認めた者若干人

2 前項第 5 号の委員の数は、委員総数の 2 分の 1 を超えるものとする。

3 第 1 項第 5 号及び第 6 号の委員は、拠点本部長が委嘱する。

4 第 1 項第 5 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 第 1 項第 5 号及び第 6 号の委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 運営委員会は、拠点本部長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究拠点の事業計画に関する事項
- (2) 研究拠点の予算に関する事項
- (3) 研究拠点の研究計画に関する事項
- (4) 研究拠点の共同研究及び共同利用に関する事項
- (5) その他研究拠点の運営に関する事項

(会議)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第 2 条第 1 項第 5 号の委員のうちから委員の互選により選出する。

3 拠点本部長は、運営委員会を招集する。

- 4 委員長は、運営委員会の議長となる。
- 5 議長に事故があるときは、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(意見聴取)

第5条 運営委員会は、委員長が必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 運営委員会の事務は、広島大学霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。